

大山町移住定住助成金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外からの移住と町内住民の定住を促進するため、予算の範囲内で大山町移住定住助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町外者 前住所地在3年間以上、町外にあった者をいう。
- (2) 転入 転入届を提出して町外から本町に移り住むことをいう。
- (3) 住宅 完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築されたものをいう。
- (4) 新築 建築物が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後に更地となった状態の敷地に各種関連法令において適法な建築物を建てる行為をいう。
- (5) 家族 申請者本人から見て2親等までの親族をいう。
- (6) 新たに土地を購入 平成28年4月1日以降に土地を購入したものをいう。
- (7) 県内事業者 鳥取県内に本店若しくは支店及び営業所を設置している建築業者若しくは不動産会社

(助成の種類)

第3条 助成の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 住宅新築等推進助成
- (2) 定住推進助成

(助成の要件及び助成金額)

第4条 助成の要件は別表第1に掲げる助成の種類ごとに定めるとおりとし、助成金額は別表第2に掲げる助成の種類ごとに同じ同表に定める額とする。

2 前項に規定する助成の種類の内いずれの要件にも該当する場合における助成の対象は、前条各号の内いずれかの助成とし、重複した助成は行わないものとする。

(住宅新築等推進助成に係る助成要件の認定申請)

第5条 第3条第1号の規定による住宅新築等推進助成を受けようとする者が、別表に規定する助成要件を満たすことの認定(以下「認定」という。)を受けようとするときは、住宅の新築等に係る契約の締結後に、住宅新築等推進助成対象者認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請をしなければならない。

- (1) 新築住宅に係る請負(売買)契約書の写し(新築住宅購入については、建築業者がわかるもの)

- (2) 世帯員全員の住民票の写し
- (3) 現在住所地の市区町村民税の滞納のないことを証明する書類（大山町民である場合は、納税確認同意書）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があった場合はこれを審査し、その認否について決定し、住宅新築等推進助成対象者認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請及び完了報告等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、住宅の新築等の代金の支払いの完了及び認定に係る住宅（以下「認定住宅」という。）等への転入若しくは転居後に、大山町移住定住助成事業に係る助成金交付申請書兼完了報告書（様式第3号）に、別表第3に掲げる助成の種類ごとに定める書類を添付して町長に提出及びその完了を報告しなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があった場合はこれを審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、大山町移住定住助成事業に係る助成金交付決定兼額の確定通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 利用者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに大山町移住定住助成事業に係る助成金交付請求書（様式第5号）を提出するものとし、町長はこれに基づき助成金を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第8条 第6条第2項の規定により住宅新築等推進助成に係る交付決定を受けた者は、認定住宅に係る契約書等、住宅の新築等に係る関係書類を整備し、当該助成金を交付した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しておかなければならない。

（助成金の取消し及び返還）

第9条 町長は、利用者及び同一の世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当するとき、第5条第2項の認定の決定又は第6条第2項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 認定の申請書類等の記載内容に虚偽があったとき。
- (2) この要綱の規定又は認定住宅の譲渡契約若しくは建設工事請負契約の条項に違反したとき
- (3) 認定を受けた日から1年以内に認定住宅への転居がなされないとき。
- (4) 認定住宅の建設に係る敷地又は購入する認定住宅が変更になったとき。
- (5) 交付決定を受けた日から2年以内に町内から転出したとき。
- (6) その他交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わ

なかったとき。

- 2 町長は、前項の規定により認定の決定又は交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定は、第6条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、町長が特に認めるものについてはこの限りでない。

(財産の処分の制限)

第10条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金の交付決定を受けた日から起算して2年間は、当該助成金に係る住宅をこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けてはならない。

- 2 町長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定に反して住宅を使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けたときは、この要綱の規定により交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができる。

(検査等)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、利用者及び県内事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは助成事業等の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- (失効)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

助成の種類	助成要件
住宅新築等推進助成	次に掲げる要件をすべて備えている者 (1) 要綱第5条に規定する認定申請をした者で、申請をした日において、町内に自己の居住の用に供するために住宅を新築又は新築住宅を購入(本事業においては、平成28年5月1日以降の工事着手日の住宅を対象とする。)する契約を県内事業者と締結し、購入した者又はその家族(未成年者を除く。) (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (3) 他の大山町移住定住促進事業補助金を受けていない、また受ける予定のない者
定住推進助成	次に掲げる要件をすべて備えている者 (1) 19歳未満の子どもを含む世帯が転入した場合のその世帯主 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (3) 他の大山町移住定住促進事業補助金を受けていない、また受ける予定のない者

別表第2（第4条関係）

助成の種類	助成金額			備考	
住宅新築等推進助成	町外者	新たに土地を購入し住宅新築した場合	申請者が入居までに40歳未満の者	100万円	住民票異動後交付
			申請者が入居までに40歳以上の者	50万円	住民票異動後交付
		自己所有地(家族所有含む。)に住宅を新築した場合	申請者が入居までに40歳未満の者	50万円	住民票異動後交付
			申請者が入居までに40歳以上の者	25万円	住民票異動後交付
	町内者	新たに土地を購入し住宅を新築した場合	申請者が入居までに40歳未満の者	50万円	住民票異動後交付
			申請者が入居までに40歳以上の者	25万円	住民票異動後交付
自己所有地(家族所有含む。)に住宅を新築した場合		申請者が入居までに40歳未満の者	25万円	現に住んでいる土地でない場合は、住民票異動後交付	
		申請者が入居までに40歳以上の者	12.5万円	現に住んでいる土地でない場合は、住民票異動後交付	
定住推進助成	町外者	—	—	10万円	住民票異動1年後交付 ※ただし、平成31年3月31日までに転入の者

別表第3（第6条関係）

助成の種類	添付書類
住宅新築等推進助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯全員の住民票の写し (2) 住宅新築等推進助成対象者認定通知書の写し (3) 認定住宅に係る土地及び建物の登記簿謄本 (4) 住宅の完成写真 (5) 前住所地の市区町村民税の滞納がないことを証明する書類 （大山町民の場合は、納税確認同意書） (6) その他町長が必要と認める書類
定住推進助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯全員の住民票の写し (2) 前住所地の市区町村民税の滞納がないことを証明する書類 （大山町民の場合は、納税確認同意書） (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 1 号(第 5 条関係)

平成 年 月 日

大山町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

(電話番号 ー)

住宅新築等推進助成対象者認定申請書

大山町移住定住助成事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

添付書類

- (1) 新築住宅に係る請負契約書の写し(新築住宅購入については、建築業者がわかるもの)
- (2) 世帯員全員の住民票の写し
- (3) 現在住所地の市区町村民税の滞納の無いことを証明する書類(大山町民である場合は納税確認同意書)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

様式第 2 号(第 5 条関係)

受 第 号
平成 年 月 日

様

大山町長

印

住宅新築等推進助成対象者認定（不認定）決定通知書

平成 年 月 日付で認定申請のあった大山町移住定住助成事業交付対象者について、下記のとおり決定したので通知します。

記

認定 ・ 不認定

備考

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に大山町長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、大山町を被告として（訴訟において大山町を代表する者は大山町長となります。）、提起することができます。

平成 年 月 日

大山町長 様

申請者

住 所 西伯郡大山町

氏 名 印

(電話番号 ー)

大山町移住定住助成金補助金交付申請書兼完了報告書

大山町移住定住助成金事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請し、完了を報告します。

記

助成金の額 円

添付書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 大山町住宅新築等推進助成対象者認定通知書の写し
- (3) 認定住宅に係る土地及び建物の登記簿謄本
- (4) 住宅の完成写真
- (5) 前住所地の市区町村民税の滞納が無いことを証明する書類
(大山町民の場合は、納税確認同意書)
- (6) その他町長が必要と認める書類

※ 住宅新築等推進助成の場合は、(1)から(6)すべてを
定住促進助成の場合は、(1)、(5)、(6)を 添付してください。

様式第4号(第6条関係)

受 第 号
平成 年 月 日

様

大山町長

印

大山町移住定住助成事業に係る補助金交付決定兼額の確定通知書

平成 年 月 日付で交付申請書兼完了報告のあった大山町移住定助成金について、
下記のとおり交付の決定及び額を確定したので通知します。

記

1 交付(確定)額

円

様式第5号(第7条関係)

平成 年 月 日

大山町長 様

申請者

住 所 西伯郡大山町

氏 名 印

大山町移住定住助成金交付請求書

平成 年 月 日付受 第 号で助成金交付の決定及び額の確定を受けた
平成 年度大山町移住定住助成金について、次のとおり請求します。

助成金請求額 一金 円